

ス ポ ー ツ 功 労 賞 推 薦 基 準

(趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。） 第2条第1号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

(推薦基準)

第2条 スポーツ功労賞の推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 地域職域等のスポーツ指導者として、10年以上の実績を有し、スポーツの普及・振興に著しい功績が認められる者
 - (2) 加盟団体等の役員として10年以上の活動歴があり、地域又は団体等の振興・発展に著しい功績が認められる者
 - (3) 前(1),(2)に該当する者は、原則として60歳以上の者
 - (4) 国際大会で優秀な成績を収めた選手等を育成した指導者
 - (5) 国際大会に3回以上又は全国規模の大会に選手・監督として10回以上出場した者
 - (6) 過去に叙位叙勲又は本賞と同趣旨の県・国の表彰を受けていない者
 - (7) 過去に本協会の船田スポーツ賞を受賞したことがある者は、原則として受賞後3年以上経過している者
- 2 当該年度における加盟団体からの推薦は原則として1名以内とする。

(表彰の制限)

第3条 本表彰の授与は1人原則1回限りとする。

- 2 本表彰は、おおむね年間5名を選考し行うものとする。

附 則

この基準は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(脚注) 登記の日は平成24年4月1日

附 則

この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

ス ポ ー ツ 優 良 団 体 賞 推 薦 基 準

(趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）第2条第2号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

(団体等の区分)

第2条 スポーツ優良団体賞は、スポーツクラブ、スポーツクラブ以外の団体に区分し、それぞれ次のとおりとする。

(1) スポーツクラブ

スポーツの愛好者が集い、集団として実際に活動を継続して行っている活動体をいう。

(2) スポーツクラブ以外の団体

複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者を組織化した統括的な団体をいう。

(推薦基準)

第3条 前条各号の推薦基準は、次の条件を満たすものとする。

(1) スポーツクラブ

ア 設立後、少なくとも5年以上を経過している地域・職域等のスポーツクラブ（サークルを含む）であること。

イ 会員数が10名以上で構成され、活動が定期的、計画的、組織的に行われ、実績が年々向上していると認められること。

ウ クラブの活動が地域又は職域のスポーツ振興に貢献し、他のスポーツクラブの範としてふさわしいと認められるもの。

エ 少年を対象とする団体にあつては、上記ア～ウの条件を満たすほか、次のいずれかの条件を満たしていること。

(イ) 栃木県スポーツ少年団顕彰要綱に基づく表彰を受けていること。

(ロ) スポーツ少年団に加盟していない団体にあつては、全国大会等で優秀な成績を残していること又はその活動が地域のスポーツ振興に多大な貢献をしていること。

(2) スポーツクラブ以外の団体

ア 設立後、少なくとも5年以上を経過している地域・職域の団体であること。

イ 組織的に活動を行っていること。

ウ 当該団体の活動が地域又は職域の健康・体力増進に貢献していると認められること。

(推薦の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、過去に県・国から本賞と同趣旨の表彰を受けた団体は推薦から除くものとする。

2 当該年度における加盟団体からの推薦は1クラブ又は1団体とする。

(表彰の制限)

第5条 本表彰の授与は1クラブ又は1団体に対し、原則1回限りとする。

2 本表彰は、おおむね年間5以内のクラブ又は団体を選考し行うものとする。

附 則

この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(脚注) 登記の日は平成24年4月1日

附 則

この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

附 則

この基準は、令和5年度の推薦から適用する。

ス ポ ー ツ 優 秀 選 手 賞 推 薦 基 準

(趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。） 第2条第3号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

(推薦基準)

第2条 スポーツ優秀選手賞は各競技団体から推薦を受けるものとし、推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 各競技団体の日本選手権大会において優勝した個人又はチーム
- (2) 国際大会に日本代表として出場した個人又はチーム
- (3) 選抜選手による団体競技の場合は、チームを構成する選手として参加した者

(国際大会の条件)

第3条 ここでいう国際大会は次の条件にあてはまるものとする。

- (1) オリンピック大会・アジア競技大会又はこれと同等以上の選手権大会等
- (2) オリンピック大会又はこれと同等以上の競技選手権大会等に出場するためのアジア地区予選大会等

(団体競技の条件)

第4条 団体競技はトーナメント及びリーグ戦形式で行うものをいい、選手は大会に出場したチームの構成員となったものをいう。

(特別表彰)

第5条 オリンピック等の国際大会で3位以内に入賞したものについては、特別賞として表彰できるものとする。

附 則

この基準は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(脚注) 登記の日は平成24年4月1日

附 則

この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

船 田 ス ポ ー ツ 賞 推 薦 基 準

(趣 旨)

第1条 船田譲氏の遺徳に基づき、公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）第2条第4号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

(推薦基準)

第2条 船田スポーツ賞の推薦は会長が行うものとし、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 若手指導者で今後も活躍が期待できる者
- (2) 若手指導者で国際的・全国的に活躍する優秀な選手やチームを育成した者

(経 費)

第3条 この表彰に必要な経費は、故船田譲氏寄付金の果実をもってあてる。

附 則

この基準は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(脚注) 登記の日は平成24年4月1日

附 則

この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

国民スポーツ大会優秀団体・監督・選手感謝状対象者基準

(趣 旨)

第1条 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）第2条第5号に定める感謝状について必要な事項を定めるものとする。

(贈呈基準)

第2条 本感謝状の贈呈対象者は国民スポーツ大会本大会において、8位以内に入賞した種別及び種目の監督並びに選手とする。ただし、正式参加のコーチ等を含むものとする。

附 則

この基準は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(脚注) 登記の日は平成24年4月1日

附 則

この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

附 則

この基準は、令和6(2024)年4月1日から施行する。